

身 体 障 害 者 手 帳
療 育 手 帳
精神障害者保健福祉手帳
のしおり

令和8年4月

鶴居村役場
保健福祉課福祉係

「身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のしおり」について

このしおりは、障がい福祉制度や事業についての概要等を掲載しています。掲載内容については、制度の改正等により、内容や金額が変更になることがありますので、予めご了承ください。

内容についてのご質問や各種制度の申請、サービスをご利用の際には、個別の申請先へご確認されますようお願いいたします。

「障害」と「障がい」の表記について

このしおりには、「障害」と「障がい」の2種類の表記が混在していますが、その区別は以下のとおりです。

「障害」 法令や法令で使用される用語、法人名等の固有名詞の場合

「障がい」 上記以外の場合

【マイナンバー】の表記について

目次及び各項目に【マイナンバー】の表記のあるものについては、申請書等にマイナンバーの記入が必要です。

「マイナンバーカード（裏面）」又は「マイナンバー（個人番号）記載の住民票の写し」、「通知カード（表面）」のいずれかを「お持ちください」。

なお、「通知カード」は、住所氏名等記載事項に変更があった場合は使用できません。

目次

〔 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について 〕	5
1 身体障害者手帳	5
2 療育手帳	5
3 精神障害者保健福祉手帳	5
〔 手帳の交付手続き 〕	6
1 身体障害者手帳 [マイナンバー].....	6
2 療育手帳	7
3 精神障害者保健福祉手帳 [マイナンバー].....	8
〔 福祉用具の手続き 〕	9
1 補装具費の支給（購入・修理） [マイナンバー].....	9
2 日常生活用具の給付	10
3 緊急通報システム設置事業	12
各 種 相 談 機 関.....	12
〔 医療制度について 〕	13
1 重度心身障害者医療費助成制度	13
2 ひとり親家庭等医療費助成制度	14
3 自立支援医療（育成医療） [マイナンバー].....	15
4 自立支援医療（更生医療） [マイナンバー].....	15
5 自立支援医療（精神通院医療） [マイナンバー].....	16
6 精神障害者医療費助成制度(鶴居村独自事業)	17
〔 年金・手当について 〕	18
1 国民年金（障害基礎年金）	18
2 厚生年金・共済年金（障害年金）	19
3 労働災害の年金 [マイナンバー].....	19
4 特別障害者手当 [マイナンバー].....	20
5 障害児福祉手当 [マイナンバー].....	20
6 特別児童扶養手当 [マイナンバー].....	21
7 児童扶養手当 [マイナンバー].....	21
8 重度心身障害者年金（鶴居村独自事業）	22
9 寝たきり障害者介護手当（鶴居村独自事業）	22
〔 交通機関の優遇制度について 〕	23
1 JR旅客運賃割引制度.....	23
2 バス運賃割引制度.....	23
3 タクシー運賃割引制度.....	24
4 航空運賃割引制度.....	24
5 有料道路通行料金割引制度	25
6 特別駐車 of 許可	26
7 重度障害者交通費助成制度	27
〔 税金の優遇制度について 〕	28
1 所得税・住民税の障害者控除 [マイナンバー].....	28
2 利子の非課税について [マイナンバー].....	28
3 自動車税(種別割)、自動車税・軽自動車税(環境性能割)の減免 [マイナンバー] ...	29
4 軽自動車税（種別割）の減免 [マイナンバー].....	30
〔 その他税制における優遇措置等 〕	31
1 相続税の控除・贈与税の非課税.....	31
2 おむつ代の医療費控除.....	31
3 ストーマ用装具の医療費控除 [マイナンバー].....	31
4 在宅介護費用の医療費控除	31
〔 その他の制度 〕	32

1	NTTの電話番号案内の無料措置	32
2	NHK放送受信料の免除	32
3	携帯電話料金割引制度	33
4	上下水道料金の減額制度	33
5	生活福祉資金の貸付制度	34
6	公営住宅優先入居	34
7	心身障害者扶養共済制度	35
8	心身障害者扶養共済掛け金の減免	35
	[障害者総合支援法について]	36
1	障害者総合支援法とは	36
2	障害福祉サービス	36
3	地域生活支援事業	38

〔 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳について 〕

1 身体障害者手帳

身体に一定の永続する障がいがある方が対象になります。

視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部障がいなど、障がいの程度により1級から6級までに分けられます。

2 療育手帳

知的障がいがある方（児）が対象になります。

障がいの程度によりA判定（重度）、B判定（その他）に分けられます。

手帳の申請にあたっては、児童相談所または心身障害者総合相談所で判定を受けていただく必要があります。

児童相談所、心身障害者総合相談所による巡回相談もありますので、新規申請の際はご相談ください。

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため日常生活や社会生活への制限があると認められた方が対象になります。

障がいの程度により1級から3級までに分けられます。

初めて手帳を申請する場合は、初診日（現在の精神疾患により初めて医療機関を受診した日）から6か月以上経過している必要があります。

これらの手帳の交付を受けることによって、国や村などからいろいろな福祉サービスを受けることができます。

たとえ障がいがあっても、手帳を保有していなければサービスを受けられない場合があります、手帳は福祉サービスを受ける対象であることの証明となる大切なものです。

〔手帳の交付手続き〕

※15歳未満の児童は保護者が申請してください。

1 身体障害者手帳 [マイナンバー]

【新規交付申請の場合】

○持参するもの

- ・指定医師による診断書（所定の様式）※診断書料は自己負担です。
- ・写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）
- ・本人のマイナンバーが確認できるもの

【障がい程度変更の場合】

手帳の交付を受けた後、障がいの程度が変わった（軽くなった、又は重くなった）場合、あるいは新たな障がいが生じたときは、再交付の申請が必要です。

○持参するもの

- ・指定医師による診断書（所定の様式）※診断書料は自己負担です。
- ・写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）
- ・身体障害者手帳
- ・本人のマイナンバーが確認できるもの

【紛失・破損など】

手帳を紛失・破損したとき、再交付を受けることができます。

また、手帳の写真が古いことにより支障がある場合も、紛失・破損と同様に再交付申請できます。

○持参するもの

- ・写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）
- ・本人のマイナンバーが確認できるもの
- ・身体障害者手帳（破損の場合のみ）

【住所・氏名の変更】

住所や氏名が変わった場合は変更の手続きが必要です。

○持参するもの

- ・身体障害者手帳
- ・本人のマイナンバーが確認できるもの

【返還】

障がいがなくなったとき、または死亡されたときは必ず手帳を返還してください

○持参するもの

- ・身体障害者手帳

2 療育手帳

【 新規交付申請 】

手帳の交付を受けるには、釧路児童相談所（18歳未満）または道立心身障害者総合相談所（18歳以上）で判定を受け、障がい程度がAあるいはBの判定を受けたら、村を經由して申請してください。

○持参するもの

・写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）

・印鑑

手帳の交付後、交付を受けた障がい者の障がいの程度を確認するため、原則として2年ごとに釧路児童相談所または道立心身障害者総合相談所で判定を行います。

【 紛失・破損など 】

手帳を紛失・破損したとき、記載欄に余白がなくなったときは、再交付を受けることができます。

また、手帳の写真が古いことにより支障がある場合も、紛失・破損と同様に再交付申請できます。

○持参するもの

・写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）

・療育手帳（破損、記載欄の余白がなくなった場合）

・印鑑

【 住所・氏名の変更 】

氏名や住所が変わった場合は変更の手続きが必要です。

○持参するもの

・療育手帳

・印鑑

【 返還 】

障がいなくなったとき、または死亡されたときは必ず手帳を返還してください。

○持参するもの

・療育手帳

・印鑑

3 精神障害者保健福祉手帳 [マイナンバー]

【 新規申請 】

○持参するもの

- ・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は障害年金証書及び直近の年金振込通知書
- ・ 写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）
- ・ 本人のマイナンバーが確認できるもの
- ・ 印鑑

【 更新 】

2年ごとに更新手続きが必要です。更新の手続きは、有効期限の3か月前から行うことができます。

なお、手帳の発行に時間がかかる場合もありますので、早めの手続きを推奨します。

○持参するもの

- ・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は障害年金証書及び直近の年金振込通知書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）
※写真が必要なのは、更新にあたり新たな手帳が交付される場合のみ
- ・ 印鑑

【 等級変更 】

手帳の交付を受けた後、障がいの程度が変わった（軽くなった、又は重くなった）場合、再交付の申請が必要です。

○持参するもの

- ・ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）又は障害年金証書及び直近の年金振込通知書
- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）
- ・ 印鑑

【 紛失・破損 】

手帳を紛失・破損したとき、再交付を受けることができます。

○持参するもの

- ・ 写真1枚（縦4cm×横3cm、上半身無帽、マスク・サングラスの着用は不可）
- ・ 印鑑
- ・ 本人のマイナンバーが確認できるもの

【 住所・氏名の変更 】

住所や氏名が変わった場合は変更の手続きが必要です。

○持参するもの

- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 本人のマイナンバーが確認できるもの
- ・ 印鑑

【 返還 】

手帳が不要になった、または死亡されたときは必ず手帳を返還してください。

○持参するもの

- ・ 精神障害者保健福祉手帳
- ・ 印鑑

〔福祉用具の手続き〕

1 補装具費の支給（購入・修理）〔マイナンバー〕

「補装具」とは次の3つの要件を満たすものをいいます。

- ①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替するもの
- ②身体に装着して日常生活又は就学・就労に用い、同一製品を継続して使用するもの
- ③給付に際して専門的な知見(医師の判定書または意見書)を要するもの

※病院等で病気やケガの治療のために作成した装具等は治療材料として取り扱うため、対象になりません。

【対象者】

身体障害者手帳 1級～6級

・以下の表のように、障がいの種類に応じた補装具費が支給されます。

※ 注意 すでに購入または修理してしまったものに関しては、対象になりません。

障がいの種類	補装具費支給の対象となる補装具の例
肢体不自由	義肢（義手・義足）・装具・車椅子・電動車椅子、姿勢保持装置、歩行器・歩行補助杖など
視覚障がい	視覚障害者用安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚障がい	補聴器（重度難聴型・高度難聴型）
音声・言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置
内部障がい	車椅子・電動車椅子

【自己負担】

原則として総費用の一割負担です（世帯の状況に応じ、負担上限あり）。

区分	世帯の状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	住民税非課税世帯	0円
一般	住民税課税世帯	37,200円

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・医師の補装具費支給意見書（初めて申請する場合や、補装具の種類によって必要）
- ・業者の見積書
- ・年金の振込通知書等の収入がわかる資料（自己負担の軽減を受ける場合に必要）
- ・印鑑

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

※他法の規定による補装具の給付（修理）が受けられる場合は、他法による給付が優先されます。

車椅子・電動車椅子・歩行器・歩行補助杖等が必要で要介護以上の認定を受けた方は介護保険制度から補装具の貸与を受けてください。ただし、介護保険において貸与されない場合に限り役場保健福祉課福祉係で申請してください。

労働者災害補償保険法による年金等の受給者の方は、補装具は労災法により支給されますので、釧路労働基準監督署（釧路市柏木町2-12 電話 0154-42-9711）が申請窓口となります。労災法で支給されない場合に限り役場保健福祉課福祉係で申請してください。

2 日常生活用具の給付

「日常生活用具」とは、重度心身障がい者（児）等の生活を容易にするためのものです。

身体障害者手帳に記載されている障がい名・等級に応じて、日常生活用具の給付が受けられます。18歳未満の児童と18歳以上の方とでは、給付される種類が多少異なります。

【対象者】

以下のとおりです。詳しくは役場保健福祉課福祉係にお問い合わせください。

※注意 すでに購入または修理してしまったものに関しては、対象になりません。

種 目	品 目	対象者
介護・訓練 支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、 体位変換器、移動用リフト、訓練いす（障がい児のみ）、 訓練用ベッド（障がい児のみ）	下肢又は体幹機能障がい者
自立生活 支援用具	入浴補助用具、便器	下肢又は体幹機能障がい
	頭部保護帽、T字状・棒状の杖 移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹 機能障がい者等
	特殊便器	上肢機能障がい者
	火災警報器 自動消火器	障がい種別にかかわらず火災発 生の感知・避難が困難な者
	電磁調理器 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい者
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい者
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい者等
	ネブライザー（吸入器） 電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい者等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
	盲人用体温計（音声式） 盲人用体重計	視覚障がい者
	情報・意思 疎通支援用 具	携帯用会話補助装置
情報・通信支援用具		上肢機能又は視覚障がい者
点字ディスプレイ		盲ろう、視覚障がい者
点字器、点字タイプライター 視覚障がい者用ポータブルレコーダー 視覚障がい者用活字文書読み上げ装置 視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計		視覚障がい者
聴覚障がい者用通信装置 聴覚障がい者用情報受信装置		聴覚障がい者
人工喉頭		喉頭摘出者
福祉電話（貸与）		視覚障がい者又は外出が困難な 者
ファックス（貸与）		聴覚又は音声機能もしくは言語 機能障がい者で、電話では意思疎 通が困難な者
視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同 利用）、点字図書		視覚障がい者
排泄管理 支援用具		ストーマ造設者又は高度の排便 機能障がい者、脳原性運動機能 障がい者かつ意思表示が困難な 者、高度の排尿機能障がい者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい者又は乳 幼児期非進行性脳病変

※ 情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、
アプリケーションソフトをいいます。 →次ページへ続く

【 自己負担 】

世帯の方々の前年の所得税額の合算、または市町村民税によって自己負担があります。

【 申請に必要なもの 】

- ・身体障害者手帳
- ・業者の見積書
- ・源泉徴収票または確定申告の写しなど、所得税額の確認ができる書類
- ・印鑑

【 申請先 】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

※介護保険の要介護認定を受けた方について

介護保険制度の適用を受けた方で、要介護以上の認定を受けた場合は、介護保険制度から福祉用具の貸与を受けてください。

ただし、介護保険において貸与されない場合に限り役場保健福祉課福祉係で申請してください。

3 緊急通報システム設置事業

自宅で急病になったり、動けなくなったり、火災が発生したなど、緊急の事態が発生したとき、簡単な操作により外部に通報できる装置を設置（貸与）し、速やかな救護、救援体制をとるためのものです。緊急ボタンまたはペンダントのボタンを押すと緊急連絡先に通報され、救護体制がとられます。

【対象者】

低所得でひとり暮らしの重度身体障がい者
※設置できる台数に限りがあります。

【費用】

貸与、設置及び撤去に要する費用は無料です。（通話料は自己負担）

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

各種相談機関

身体障がい者（児）の福祉について、日常生活のこと、将来の生活の不安、施設入所、経済的なこと、その他いろいろな相談に応じ、必要な助言や指導を行います。

相談内容等	相談先
障がい者（18歳以上）の方の相談や、障がい児（18歳未満）の方の居宅生活支援について相談に応じます。	役場・保健福祉課福祉係 0154-64-2116（保健福祉課直通）
介護保険に関することについて相談に応じます。	役場・保健福祉課介護保険係 0154-64-2116（保健福祉課直通）
障がい児（18歳未満）の方の相談に応じます。	釧路児童相談所 釧路市桜ヶ岡 1-4-32 0154-92-3717
障がい者の方の就職についての相談に応じます。	ハローワーク釧路 釧路市富士見 3-2-3 0154-41-1201
ことばや運動など、発達に何らかの遅れや心配のある就学前のお子さんの相談・指導を行います。	子ども発達支援センター 役場・保健福祉課内 0154-64-2116（保健福祉課直通）

〔 医療制度について 〕

1 重度心身障害者医療費助成制度

重度の心身障がい者の医療費助成制度です。

【 対象者 】

- ・身体障害者手帳 1級～2級、3級（内部障がいに限る）
- ・療育手帳A判定の方、又は重度の知的障がいと判定を受けた方
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級

上記の障がい等級で、次のいずれにも該当する方が対象になります。

- ・各種健康保険に加入している方
- ・鶴居村に住民登録をしている方（外国人登録を含みます）

※生活保護受給者、児童福祉施設の入所者は対象になりません。

【 助成内容 】

保険診療のうち自己負担分（医療機関への支払い分）から、高額医療費等の保険給付分及び法令等の規定により国等による医療費の給付がなされた分を控除した額が助成されます（入院時の食事代や保険適用外の医療費は助成されません）。

65歳以上で後期高齢者医療の制度により医療を受けている方については、一部負担金を助成します。

【 自己負担 】

初診のときは一部負担金があります。

○初診時一部負担金

- ・医科診療 1件580円
- ・歯科診療 1件510円
- ・柔道整復師等にかかる時 1件270円

【 申請に必要なもの 】

- ・身体障害者手帳、療育手帳または、精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・印鑑

【 申請先 】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

※自立支援医療（更生医療や育成医療）の自己負担分については、一度医療機関等にお支払いいただき、領収書と印鑑を役場保健福祉課福祉係へ持参すれば、払い戻しができます。

2 ひとり親家庭等医療費助成制度

重度障がい者を父または母に持つ子とその配偶者が対象となる医療費助成制度です。

父または母が重度の身体障がい者となり、児童を扶養している場合は、その配偶者と20歳未満の児童が対象となります。

【対象者】

配偶者と20歳未満の児童のうち、次のいずれにも当てはまる方

- ① 父または母が重度医療対象者であること
- ② 配偶者が20歳未満の児童を扶養していること
- ③ 各健康保険に加入していること

※生活保護受給者、児童福祉施設に入所している児童は対象になりません。

【助成内容】

保険診療のうち自己負担分（医療機関への支払い分）から、高額医療費等の保険給付分及び法令等の規定により国等による医療費の給付がなされた分を控除した額が助成されます。

【自己負担】

初診のときは一部負担金があります。また、入院時の食事療養費等については助成されません。

○初診時一部負担金

- ・医科診療 1件580円
- ・歯科診療 1件510円
- ・柔道整復師等にかかるとき 1件270円

【助成開始日】

父または母の身体障害者手帳の交付月に申請された場合は、手帳交付日の属する月の初日から。

手続きが遅れた場合は、申請された月の初日から。

【申請に必要なもの】

- ・父または母の身体障害者手帳
- ・健康保険証
- ・印鑑

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

3 自立支援医療（育成医療） [マイナンバー]

18歳未満の障がい児であって、確実な医療効果が期待できる場合に受けられます。

【対象者】

18歳未満の身体に障がいのある児童や、疾患を放置すれば将来に障がいになると認められる児童。

【医療機関】

利用できる医療機関は指定されます。

【自己負担】

総医療費の1割の自己負担があります(低所得者には所得等により負担上限あり)。

重度医療・ひとり親医療を受けている場合は、自己負担分の助成を受けることができます。

生活保護受給者には自己負担はありません。

【申請に必要なもの】

- ・申請書、医師の育成医療費給付意見書
- ・健康保険証
- ・収入がわかる資料等（自己負担の軽減を受ける場合）
- ・印鑑

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

4 自立支援医療（更生医療） [マイナンバー]

更生医療は一般医療を終え、すでに治癒(欠損治癒・変形治癒等の不完全治癒を含む)した障がい者の日常生活能力又は職業能力を回復もしくは獲得することを目的として行う総合的なリハビリテーション医療です。

【対象者】

18歳以上の方で身体障害者手帳の交付を受けている方。

【対象医療】

口蓋裂・唇顎口蓋裂の歯科矯正・人工関節置換術・関節形成術・人工透析医療・腎移植・心臓弁形成など

【医療機関】

利用できる医療機関は指定されます。

【自己負担】

総医療費の1割の自己負担があります(低所得者には所得等により負担上限あり)。

重度医療・ひとり親医療を受けている場合は、自己負担分の助成を受けることができます。

生活保護受給者には自己負担はありません。

→次ページへ続く

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・申請書、医師の更生医療費給付意見書
- ・健康保険証
- ・収入がわかる資料等（自己負担の軽減を受ける場合）
- ・印鑑

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

5 自立支援医療（精神通院医療） [マイナンバー]

精神疾患で通院している方に、所得に応じて自己負担の一部を助成する制度です。

【対象者】

精神疾患により、継続的に医療機関に通院している方。

【自己負担】

総医療費の一割の自己負担があります(低所得者には所得等により負担上限あり)。
生活保護受給者には自己負担はありません。

【有効期間】

有効期間は1年です。更新の手続きは有効期限の3か月前から行うことができます。

【申請に必要なもの】

- ・申請書
- ・診断書(2年に1度)
- ・健康保険証
- ・印鑑
- ・収入がわかる資料等

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

6 精神障害者医療費助成制度(鶴居村独自事業)

精神疾患で入院している方に、自己負担の一部を助成する制度です。

【対象者】

鶴居村に住民登録があり、精神疾患により医療機関に入院している方。

※以下の方は対象外となります。

- ・精神保健及び精神障害福祉に関する法律により入院費用を負担されている方
- ・生活保護受給者
- ・後期高齢者医療保険に加入している方
- ・重度心身障害者医療費助成など、他の医療費の助成を受けている方

【助成額】

入院医療費から高額医療費や付加給付を控除した額の3割を助成します。ただし、食事療養費や自費診療分は入院医療費に含みません。

【資格認定】

助成を受けるには事前に受給資格の認定手続きが必要です。

【申請に必要なもの】

- ・資格認定申請書
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・健康保険証
- ・印鑑

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

〔 年金・手当について 〕

1 国民年金（障害基礎年金）

病気やケガで心身に障がいを残したとき、生活能力が回復するまでの生活を保障するために国民年金から支給される基礎年金です。

【 対象者 】

- ・障がいが国民年金法で定める障害等級表の1級・2級に該当する方
- ・国民年金加入中に初診日（障がいの原因となった病気やケガで初めて受診した日）がある方
- ・20歳前、または60～65歳（ただし老齢基礎年金を繰り上げ受給した期間は除く）に初診日がある方

※障害年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

【 年金保険料の納付の条件 】

- ・障がいの原因となった病気やケガの初診日までの保険料納付（免除）期間が、年金加入期間のうちの3分の2以上あること
- ・令和8年3月末日までに初診日がある障がいについては、初診日の前々月からさかのぼって1年以上継続して保険料を納付している（免除されている）こと

【 障がい認定日 】

初診日から1年6か月を経過した日、または障がい（症状）が固定した日。

【年金額】（令和8年4月から）

○1級

昭和31年4月2日以後生まれの方	1,059,125円+子の加算額
昭和31年4月1日以前生まれの方	1,056,125円+子の加算額

○2級

昭和31年4月2日以後生まれの方	847,300円+子の加算額
昭和31年4月1日以前生まれの方	844,900円+子の加算額

○子の加算額

2人まで	1人につき243,800円
3人目以降	1人につき81,300円

【 申請に必要なもの 】

- ・年金診断書（所定の様式ですので、役場保健福祉課福祉係から取り寄せてください）
- ・基礎年金番号通知書または基礎年金番号を確認できる書類
- ・戸籍謄本
- ・年金振込先の通帳又はキャッシュカード
- ・印鑑
- ・その他

【 申請先 】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

2 厚生年金・共済年金（障害年金）

会社などに努め、厚生年金・共済年金に加入している方が障がいになった場合支給されます。

【対象者】

- ・障がいが国民年金法で定める障害等級表の1級～3級に該当する方
 - ・年金加入中に初診日（障がいの原因となった病気やケガで初めて受診した日）がある方。
- ※障害年金の等級は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

【年金保険料の納付の条件】

- ・障がいの原因となった病気やケガの初診日までの保険料納付（免除）期間が、年金加入期間のうちの3分の2以上あること
- ・令和8年3月末日までに初診日がある障がいについては、初診日の前々月からさかのぼって1年以上継続して保険料を納付している（免除されている）こと

【障がい認定日】

初診日から1年6か月を経過した日、または障がい（症状）が固定した日。

【障害手当金】

以下の条件をすべて満たす方が対象になります。

- ・初診日から5年以内に障がい（症状）が固定していること
- ・症状が固定した日に障害厚生年金を受け取ることができる状態よりも軽いこと
- ・障害等級表に定める障害の状態であること

【お問い合わせ・申請先】

- ・厚生年金に加入の方…釧路年金事務所（釧路市栄町9-9 電話 0154-25-1521）
- ・共済年金に加入の方…お勤め先の共済年金の担当課

3 労働災害の年金 [マイナンバー]

業務上の災害、通勤途中の災害などに保険給付が行われます。

障がい固定した場合などに、障害補償年金、障害補償一時金、障害年金、障害一時金などが支給されます。

【お問い合わせ・申請先】

釧路労働基準監督署（釧路市柏木町2-12 電話 0154-42-9711）

4 特別障害者手当 [マイナンバー]

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする、20歳以上の方に支給されます。

【対象者】

- 20歳以上の在宅の重度障がい者で、次のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳の障がい名の欄に、1級の表示が2つ以上ある方
 - ・身体障害者手帳の障がい名の欄に、1級の表示があり、さらに2級または3級が2つ以上ある方
 - ・精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、寝たきりで全介助が必要な方など

【支給制限】

- ・入院中の方や福祉施設・介護保険施設に入所している方は支給されません
- ・手当受給中に3ヶ月以上入院すると、受給できなくなります。(退院後、受給資格があれば、再度受給できます)
- ・本人または扶養している方の所得によって所得制限があります。

【支給額】

月額30,450円(令和8年4月から)

【申請先】

役場保健福祉課福祉係(電話 0154-64-2116)

5 障害児福祉手当 [マイナンバー]

精神または身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする児童(20歳未満)に支給されます。

【対象者】

- ・おおむね身体障害者手帳1級～2級
- ・おおむね療育手帳A判定
- ・常時介護が必要な精神障がい
- ・特別児童扶養手当のおおむね1級

【支給制限】

- ・福祉施設に入所している方は支給されません。
- ・本人または扶養している方の所得によって所得制限があります。

【支給額】

月額16,560円(令和8年4月から)

【申請先】

役場保健福祉課福祉係(電話 0154-64-2116)

6 特別児童扶養手当 [マイナンバー]

【対象者】

重度または中度の障がいのある児童(20歳未満)を養育している保護者

【対象児童】

身体・知的・精神の重度または中度の障がいがある20歳未満の児童

※手帳を所持していても、必ず対象となるとは限らず、申請には所定の診断書が必要です。

【支給制限】

- ・福祉施設に入所している方は支給されません
- ・保護者(受給者)や扶養義務者の所得により所得制限があります

※障害児福祉手当、児童扶養手当と併給できます。

【支給額】

- ・手当1級…月額58,450円(令和8年4月から)
- ・手当2級…月額38,930円(令和8年4月から)

【お問い合わせ・申請先】

役場保健福祉課福祉係(電話 0154-64-2116)

7 児童扶養手当 [マイナンバー]

父(または母)が重度の障がいになった場合、母(または父)をひとり親とみなし、児童扶養手当を受けられる場合があります。

【対象者】

18歳未満の児童(特別児童扶養手当の対象児童の場合は20歳まで)を扶養する親で、夫(または妻)が重度の障がい者(身体障害者手帳おおむね1級~2級)である方。

※次の場合は対象になりません。

- ・父(または母)が受けている年金に、対象となる児童の分として年金が加算されている場合。
- ・児童が児童福祉施設等又は里親に委託されているとき

【支給額】

令和8年4月から

対象児童数	全部支給の場合	一部支給の場合
児童が1人のとき	月額48,050円	月額48,040円~11,340円
児童が2人のとき	月額59,400円	月額59,380円~17,020円
児童が3人のとき	月額70,750円	月額70,720円~22,700円

※対象児童4人目以降は、所得に応じて1人につき11,350円~5,680円が加算されます

【お問い合わせ・申請先】

役場保健福祉課福祉係(電話 0154-64-2116)

8 重度心身障害者年金（鶴居村独自事業）

重度の心身障がい者に年金が支給されます。

【対象者】

- ・身体障害者手帳1級・2級
- ・療育手帳A判定

【支給額】

月額15,000円（年2期 各期7,500円）

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・振込先口座の通帳又はキャッシュカード
- ・印鑑

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

9 寝たきり障害者介護手当（鶴居村独自事業）

在宅の65歳未満の寝たきり重度心身障がい者の介護者に対し、介護手当が支給されます

【対象者】

- ・身体障害者手帳1～2級の寝たきり障がい者（65歳未満）を在宅で介護している方
 - ・療育手帳A判定の寝たきり障がい者（65歳未満）を在宅で介護している方
- ※介護保険の特定疾病対象者（65歳未満）は対象になりません。

【支給額】

月額5,000円

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・印鑑

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

〔 交通機関の優遇制度について 〕

1 JR旅客運賃割引制度

【 対象者及び割引内容 】

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に、「第1種」または「第2種」とあるもの）をお持ちの方

種別	割引対象者	乗車券等の種別	割引率	割引条件等
第1種	手帳所持者単独	普通乗車券	5割	・片道101km以上の利用のみ
	手帳所持者本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		・介護者の割引は1名のみ ・小児の定期乗車券は割引の対応なし ・手帳所持者と介護者は、同一種類・区画の乗車券を同時に購入する必要があります ・介護者が通学定期乗車券を購入できる資格を持っていても、割引を適用した通勤乗車券が発売されます
第2種	手帳所持者単独	普通乗車券		・片道101km以上のみ
	手帳所持者本人（12歳未満に限る）と介護者	定期乗車券		・介護者の割引は1名のみ ・小児の定期乗車券は割引の対応なし ・手帳所持者と介護者は、同一種類・区画の乗車券を同時に購入する必要があります ・介護者が通学定期乗車券を購入できる資格を持っていても、割引を適用した通勤乗車券が発売されます

※割引した運賃の5円の端数は切り捨て

【 手続き先 】

各JR駅窓口

・切符購入の際に身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

障がい者手帳アプリ「ミライロID」の提示でも購入できます。

・無人駅から乗車する場合は、予め駅係員のいる駅で乗車券を購入してください。

※令和6年3月より「障がい者用Kitaca」が発売されました。詳しくは、JR窓口にお問い合わせください。

2 バス運賃割引制度

【 対象者及び割引内容 】

・身体障害者手帳第1種・療育手帳Aをお持ちの方（本人及び介護者）

5割引（10円未満切上）

・身体障害者手帳第2種・療育手帳B・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（本人のみ）

5割引（10円未満切上）

【 手続き先 】

降車するときに手帳を提示し、料金を支払ってください。

3 タクシー運賃割引制度

【 対象者及び割引内容 】

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方…1割引
(障がい者本人が同乗している場合のみ)

【 手続き先 】

乗務員（運転手）に手帳を提示し、料金を支払ってください。

4 航空運賃割引制度

【 対象者及び割引内容 】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
※満12歳以上が対象となります
※手帳をお持ちの方ご本人と、同行の介護者1名に適用されます。
※割引運賃額は、各航空事業者又は路線によって異なります

【 手続き先 】

航空券販売窓口到手帳を提示し、料金を支払ってください。
※搭乗日当日に手帳の有効期限が満了している場合は搭乗できません。

5 有料道路通行料金割引制度

【 対象者及び割引内容 】

- 身体障がい者が自ら運転する場合
(自動車の所有者は、障がい者本人または親族等)
 - ・通常料金の半額 (10円単位または50円単位に切上)
- 身体障害者手帳 (第1種) 又は療育手帳 (A判定) をお持ちの障がい者 (児) のために、介護者が運転する場合 (障がい者本人が同乗していること)
(自動車の所有者は、①障がい者本人又は親族等、②障がい者本人を継続して日常的に介護している方)
 - ・通常料金の半額 (10円単位または50円単位に切上)

【 1人1台要件の緩和 】

令和5年3月27日より1人1台要件が緩和されました。

親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー (要介護者のみ)、福祉有償運送車両 (要介護者のみ) など、事前登録されていない自動車であっても割引の対象となります。

この場合、ETC車、非ETC車のいずれも、料金所の一般レーン又は混在レーンで、手帳を提示する必要があります。

【 申請に必要なもの 】

- ・身体障害者手帳または療育手帳
 - ・登録を希望される自動車の車検証 (電子車検証の場合は併せて交付される自動車検査証記録事項も必要です)
 - ・運転免許証 (障がい者本人が運転する場合のみ)
- ※ETCを利用する場合は上記に加えて以下の書類が必要です。
- ・障がい者本人名義のETCカード (未成年の場合は、親権者又は後見人名義でも可)
 - ・ETC車載器セットアップ申込書・証明書等の、登録を申請する自動車に取り付けられている車載器の車載器管理番号が確認できる書類

【 お問い合わせ先 】

NEXCO 東日本お客様センター (24時間対応)

電話 (通話料がかかります) : 0570-024-024 または 03-5308-2424

【 申請窓口 】

役場保健福祉課福祉係 (電話 0154-64-2116)

【 オンライン申請 】

ETC利用の方限定で、割引制度の事前申請登録手続きのオンライン申請も可能です。事前にマイナポータルへの登録と、マイナンバーカード、マイナポータルを利用できるスマートフォン、身体障害者手帳又は療育手帳をご用意ください。

その他必要な書類や手続きの方法等についてはオンライン申請受付サイトをご確認ください。

オンライン申請受付サイト <https://www.expressway-discount.jp>

6 特別駐車許可

障がい者の通院や自営業などのために、本人が運転又は家族が運転して障がい者が同乗する場合に、「駐車禁止除外指定車標章」を提示すれば通者禁止区域内（法定禁止場所を除く）に他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

【対象者】

区 分		障がい程度
身体障がい	視覚障がい	1級～4級の1
	聴覚障がい	2級・3級
	平衡機能障がい	3級 ※5級
	上肢不自由	1級～2級の2
	下肢不自由	1級～4級 ※5級
	体幹不自由	1級～3級 ※5級
	内部障がい (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能障がい)	1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に起因する場合	上肢障がい
移動機能障がい		1級・2級 ※3級～5級
知的障がい		A判定
精神障がい		1級

○北海道では、冬期間の凍結路で歩行に支障があるなど北国の特殊性から、北海道公安委員会が「歩行な困難なことにより社会生活が制限される」と認められる人として、※印で記載した等級の方も交付対象としています。

いずれの場合も、次の場合のみ利用できます。

- ・歩行困難な障がい者が自ら運転する場合
- ・歩行困難な障がい者を同乗させて、その車両を家族など現実に障がい者の介護をしている方が運転する場合

【申請に必要なもの】

(1) 本人が申請する場合

- ・申請書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
(住所欄に記載の住所が現住所となっていない方は、事前に住所変更の手続きをしてください。)
- ・過去に標章の交付を受けたことのある人は旧標章

(2) 代理人の方が申請する場合…上記(1)に加えて

- ・標章交付申請に係る申立書（代理人による申請）
- ・運転免許証やパスポートなど、代理人の方の身分を確認できるもの

(3) 介護人の方が申請する場合…上記(1)に加えて

- ・標章交付申請に係る申立書（介護人申請用）
- ・運転免許証やパスポートなど、介護人の方の身分を確認できるもの

【お問い合わせ・申請先】

釧路警察署（釧路市黒金町10-5-1 電話 0154-23-0110）

7 重度障害者交通費助成制度

重度の身体障がいを持つ方の社会参加のため、交通費の一部を助成します。

【対象者】

下肢障がい・視覚障がい・体幹機能障がい 1級～2級

【助成内容】

年間12,000円の助成

※月の途中で新たに対象者となった場合は、翌月から月割りで助成します。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・印鑑

【申請先】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

〔 税金の優遇制度について 〕

1 所得税・住民税の障害者控除 [マイナンバー]

障がい者が負っている経済上または生活上のハンディキャップを軽減し、その自立を促進するため、各種の税金について軽減措置がとられています。

【 対象者 】

障がい者本人または障がい者を扶養している方

【 内容 】

- 特別障害者控除…所得税 40 万円・住民税 30 万円
身体障害者手帳 1～2 級・療育手帳 A 判定・精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- 障害者控除…所得税 27 万円・住民税 26 万円
身体障害者手帳 3～6 級・療育手帳 B 判定・精神障害者保健福祉手帳 2～3 級の方

【 申請先 】

- 給与所得者の方
手帳を受けた年の年末調整時に勤務先の給与担当課に申告してください。
- 自己申告の方
確定申告で税務署又は村に申告してください。

【 お問い合わせ先 】

- 所得税…釧路税務署 (釧路市黒金町 10-3 電話 0154-31-5100)
- 住民税…役場住民生活課税務係 (電話 0154-64-2113)

2 利子の非課税について [マイナンバー]

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、一定の預貯金の利子が非課税となっています。

【 対象者 】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【 非課税限度額等 】

マル優	350 万円	預貯金、合同運用信託、運用投資信託等の元本合計
特別マル優	350 万円	個人向け国債、利付国債、公募地方債の元本合計

※上記金額はすべての金融機関の合計になります。

【 申請先 】

各金融機関窓口

3 自動車税(種別割)、自動車税・軽自動車税(環境性能割)の減免 [マイナンバー]

身体等に障がいのある方のために使用する自動車で、一定の要件に該当する方について、申請により自動車税(種別割)及び自動車税・軽自動車税(環境性能割)の減免を受けることができます。

【対象者】

1 身体障害者手帳の交付を受け、以下の障がい区分に該当する方

対象障がい区分		
視覚障がい		1～4級
聴覚障がい		2級・3級
平衡機能障がい		3級・5級
音声機能障がい		3級(喉頭摘出者のみ)
上肢不自由		1級～3級
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級・5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1～3級
	移動機能	1～6級
内部障がい	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障がい	1級・3級・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1～4級
	肝臓機能障がい	1～4級

2 療育手帳の交付を受けている方

3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
(手帳の有効期限が切れていないものに限りです。)

【対象となる自動車】

- 障がい者の方本人が所有し、もっぱらその本人が運転する自動車
- 障がい者の方本人が所有し、生計を同じくする方がもっぱらその障がい者の方のために運転する自動車
- 障がい者の方と生計を同じくする方が所有し、もっぱらその障がい者の方が運転する自動車
- 障がい者の方と生計を同じくする方が所有し、その方がもっぱらその障がい者の方のために運転する自動車
- 障がい者の方だけで構成される世帯の障がい者の方が所有し、その世帯の障がい者の方を介護する方がもっぱらその障がい者の方のために運転する自動車
- 車いすの昇降装置や固定装置等、身体障がい者の方が利用するために構造変更された自動車

※対象となる台数は、障がい者の方1人につき、自家用車1台に限ります。

(軽自動車を含め1台に限ります)

※通院、通学等の使用状況は、週1日以上の使用を継続的(過去6か月間以上)に行うことが必要です

→次ページへ続く

【申請に必要なもの】

- (1) 上記1～6共通のもの
- ・課税免除減免申請書（振興局窓口にあります） ・該当の手帳 ・印鑑
 - ・車検証（電子車検証の場合は併せて交付される自動車検査証記録事項も必要です）
- ※マイナ免許証の場合は、免許情報がわかるものを提出（または提示）してください。
- (2) 上記1の場合
- (1)に加えて 運転する障がい者の方の運転免許証
- (3) 上記2～4の場合
- (1)に加えて 通院、通学、通所等証明書
- (4) 上記5の場合
- (1)に加えて 自動車税等にかかる常時介護証明書
- (5) 上記6の場合
- (1)に加えて 身体障がい者の方のための特別な仕様や構造であることを確認できる写真等
- ※その他の書類を求められる場合があります。詳しくは下記お問い合わせ先にお問い合わせください。

【減免の申請期限】

区 分		申請期限
自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割		自動車の登録日の2か月後
自動車税 種別割	4月1日に減免要件に該当している方	自動車税種別割納税通知書の納期限
	年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当することになった日の2か月後
	減免を受けている自動車を入れ替える方	自動車の登録日の2か月後

【お問い合わせ・申請先】

釧路総合振興局課税係（釧路市浦見2-2-54 電話 0154-43-9174）

4 軽自動車税（種別割）の減免 [マイナンバー]

身体に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に該当する方について、申請により軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

※対象となる台数は、障がい者の方1人につき、自家用車1台に限ります。
（普通車を含め1台に限ります）

【対象者】

身体に障がいを有し歩行が困難な方

【申請に必要なもの】

- ・障がい者手帳
- ・車検証
- ・運転免許証
- ・印鑑
- ・本人のマイナンバーが確認できるもの

※詳しくは住民生活課税務係にお問い合わせください。

【お問い合わせ・申請先】

役場住民生活課税務係（電話 0154-64-2113）

〔 その他税制における優遇措置等 〕

1 相続税の控除・贈与税の非課税

85歳未満の障がい者が相続や贈与を受けた場合、相続税や贈与税について優遇措置があります。

2 おむつ代の医療費控除

疾病、傷病により、おおむね6か月以上寝たきりとなった方が、治療を行う上でおむつを使用している場合、医療費控除の対象となります

3 ストーマ用装具の医療費控除 [マイナンバー]

ストーマ用装具を使用している方は、ストーマ用装具の購入費用が医療費控除の対象になります。

4 在宅介護費用の医療費控除

医師との連携の下に在宅治療のため在宅介護サービス又は在宅入浴サービスを利用した場合の費用が医療費控除の対象となります。

【 上記のお問い合わせ先 】

釧路税務署（釧路市黒金町10-3 電話 0154-31-5100）

〔 その他の制度 〕

1 NTTの電話番号案内の無料措置

NTTの番号案内が無料になります（受付番号 0120-104-565）。
なお、利用には事前登録が必要です。

【 対象者 】

1 身体障害者手帳の交付を受け、以下の障がい区分に該当する方

対象障がい区分	
視覚障がい	1～6級
肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）	1級・2級
聴覚障がい	2級～4級、6級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい	3級・4級

2 療育手帳の交付を受けている方

3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【 申請先 】

NTTふれあい案内事務局

電話 0120-104-174、FAX0120-104-134（どちらもフリーダイヤル）

2 NHK放送受信料の免除

NHK放送受信料が半額または全額免除されます。

【 対象者 】

○半額免除（次のすべての項目に該当する方）

1. 手帳の等級が次のいずれかであること
 - ・視覚障がい
 - ・聴覚障がい
 - ・重度の身体障がい（手帳1級～2級）
 - ・重度の知的障がい（手帳A判定等）
 - ・重度の精神障がい（手帳1級）
2. 障がい者本人が世帯主かつ放送受信契約者であること

○全額免除

世帯の全員が村民税非課税で、世帯の誰かが障がい者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている世帯は、全額免除になります。

【 手続き方法 】

役場保健福祉課福祉係で証明書を受け取り、NHK窓口へ提出してください。

【 申請に必要なもの 】

- ・該当の手帳
- ・印鑑

【 手続き先 】

役場保健福祉課福祉係（電話 0154-64-2116）

3 携帯電話料金割引制度

障がい者本人の携帯電話の基本料金等の割引が受けられます。

※企業によって割引の内容が異なります。また、割引制度のない企業もあります。

【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

【申請に必要なもの】

- ・該当の手帳
- ・本人確認書類
- ・印鑑

【お問い合わせ・申請先】

各携帯電話会社販売店頭窓口

4 上下水道料金の減額制度

重度身体障がい者であり、村が認める生活困窮世帯である場合に、上下水道料金が減額になります。

【対象者】

次のすべての項目に該当する方

1. 身体障害者手帳1級～2級であること
2. 村が認める生活困窮世帯であること
3. 上下水道料金支払者（給水契約者）であること

※ただし、事業用契約者は該当になりません。

【割引率】

上下水道料金の5割

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳
- ・印鑑

【申請先】

役場建設課上下水道係（電話 0154-64-2115）

5 生活福祉資金の貸付制度

障がい者の方が用途に応じて必要な資金を借りることができる制度です。
ただし、他の公的貸付制度を利用できる方は除かれます。
世帯の状況によっては、必ず貸付けを受けることができるわけではありません。

【 対象者 】

- ・身体障害者手帳の交付を受けている方が属する世帯
- ・療育手帳の交付を受けている方が属する世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方が属する世帯

【 主な貸付資金の種類 】

- 生業を営むために必要な経費
 - ・自営業に必要な経費（機械・設備などの購入費用、店舗などの補修費用等）
- 就職、技能取得等の支度に必要な経費
 - ・就職する場合の賃貸住宅等の初期入居費用や寝具購入費用等
 - ・技能習得する場合の各種学校の入学金等
- 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
 - ・職業訓練施設、各種学校等の授業料、教材費、通学費等

※その他に貸付けを受けることができる場合もありますので、お困りの方はお問い合わせ先にご相談ください。

【 お問い合わせ・申請先 】

鶴居村社会福祉協議会 （電話 0154-64-3033）

6 公営住宅優先入居

住宅の確保に困っている心身障がい者とその家族の公営住宅への入居を優先的に行います。

【 対象者 】

- ・身体障害者手帳4級以上
- ・中度・重度の知的障がい者
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）

【 申請先 】

役場建設課建築住宅係 （電話 0154-64-2115）

または

役場保健福祉課福祉係 （電話 0154-64-2116）

7 心身障害者扶養共済制度

障がい者を扶養している方が毎月一定額を払い込み、本人に万が一のことがあった場合に残された障がい者に一生涯年金を支給することにより、生活の安定をはかる制度です。

【対象者】

加入できる方は、知的障がい者、障がい等級1級から3級までの身体障がい者及びこれらに準ずる障がい者を養育している父母、兄弟姉妹、祖父母などの親族で65歳未満の方です。

ただし、重病を患っている場合は加入できない場合があります。

【掛け金】

掛け金は加入時の年齢・加入時期により異なり（9,300円～23,300円）、2口まで加入できます。

【給付額】

1口加入…月額20,000円

2口加入…月額40,000円

8 心身障害者扶養共済掛け金の減免

【掛金の免除】

下記の「要件1」及び「要件2」の両方に該当するまで掛金を払い込むと、それ以降の掛け金が免除となります。

- ・「要件1」加入日から20年以上経過していること
- ・「要件2」加入日から、加入者が4月1日時点で満65歳以上である年度の加入応当日の前日までの期間

【掛金の減額】

低所得世帯の加入者に対し、掛金の全部又は一部を免除する制度です。

- ・加入者が生活保護受給世帯に属する場合…10割減額
- ・加入者が住民税非課税世帯に属する場合…5割減額
- ・加入者が住民税所得割非課税世帯に属する場合…3割減額

〔 障害者総合支援法について 〕

1 障害者総合支援法とは

障害者総合支援法は、障がいのある人が基本的人権のある個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるように、必要となる福祉サービスに係る給付・地域生活支援事業やその他の支援を総合的に行うことを定めた法律です。

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、住居等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

2 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等生活全般にわたる援助を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時に必要な介護や援助を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
訓 練 等 給 付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間に障がい者支援施設等で行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います
	共同生活援助	共同生活を行う住居で、夜間や休日、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います	

【 サービス利用の手続き 】

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、「障がい者の心身の状況（障害支援区分）」、「社会活動や介護者、住居等の状況」、「サービスの利用意向」、「訓練・就労に関する評価」などを把握したうえで、支給決定を行います。

① 相談

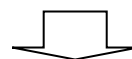
・役場保健福祉課に相談します。

② 利用申請・調査

・サービスが必要な人は支給の申請を行い、現在の生活や、心身の状況に関する調査を受けます。

③ サービス等利用計画（ケアプラン）案の提出

・サービスの利用申請をした方は、どのようにサービスを利用するのか、サービス利用を通じてどのような生活をしたいのかを示した「サービス等利用計画（ケアプラン）」案を、役場保健福祉課に提出する必要があります。サービス等利用計画案の作成は、自分で行うか、計画作成を行う事業所をお願いします。



介護給付を希望する場合

③ 審査・判定

・調査結果をもとに、審査・判定が行われ、障害支援区分が決められます。

④ 利用意向調査

・サービスの利用に関する意向調査を受けます。

⑤ 受給者証の交付

・障害支援区分や利用者の意向により、サービスの支給量などが決まり、支給決定が通知され、受給者証が交付されます。

訓練等給付を希望する場合

③ 利用意向調査

・サービスの利用に関する意向調査を受けます。

④ 暫定支給決定

・仮の決定を行い、一定期間サービスを利用します。

⑤ 受給者証の交付

・個別支援計画をふまえて本格的な支給決定が通知され、受給者証が交付されます。

【 障害支援区分とは 】

障害支援区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。

介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう導入されました。

障がい者の特性をふまえた判定が行えるよう、事前の調査と、調査結果をもとに行われる市町村審査会での総合的な判定をふまえて市町村が認定をします。

3 地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

鶴居村では、市町村が必ず行わなければならない必須事業である、「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター運営事業」の他に、市町村が選択して実施することのできる任意事業として「訪問入浴サービス事業」を実施します。

必須・任意の別	地域生活支援事業種別	村実施内容
必須事業	○相談支援	○相談支援事業 内容：障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等を行う。
	○意思疎通支援	○意思疎通支援事業 内容：意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対し、手話通訳者の派遣を行う。
	○日常生活用具の給付等	○日常生活用具給付事業 内容：重度心身障がい者等に対し、日常生活用具の給付、貸与を行う。
	○移動支援	○移動支援事業 内容：在宅の障がい者等に対し、マイクロバス等を利用して移送サービスを提供し、通院、外出等の手段を確保する。
	○地域活動支援センター	○地域活動支援センター運営事業 内容：創作的活動、生産活動の機会提供を行う。
任意事業	○訪問入浴サービス事業	○身体障がい者訪問入浴サービス事業 内容：重度身体障がい者等で、他の介護サービスでは入浴が困難な者に対し、訪問入浴サービスを提供する。
	○日中一時支援事業	○障がい児日中一時支援事業 内容：障がい児で、日中の見守りが必要な者に対し、鶴居村が契約する事業所での一時預かりサービスを提供する。
	○その他の事業 福祉ホーム事業、社会参加促進事業 等	検討